

岐阜県 在宅療養あんしん病床登録事業 事業概要案

目 的

本事業は在宅で療養している方が、かかりつけ医を通じて入院を希望する病院等に情報登録等を行うことにより、速やかに入院できる体制を整え、かかりつけ医と医療機関が連携し、在宅医療提供体制の構築を目指すものです。

対象者

- (1) 在宅で療養中の 65 歳以上の者で訪問診療を受けている者
- (2) かかりつけ医が特に認める者

※この事業では短期間の入院を想定しており、在宅での診断や治療が困難な場合に、かかりつけ医と受入医療機関が相談し受診、検査、入院の必要性を判断します。長期療養を目的とした入院には対応しておりません。

※この事業の対象者は比較的軽症の患者を想定しており、急性心筋梗塞、脳卒中、骨折などの救急処置の必要な病気、またはケガ等、緊急対応の必要な患者は救急車で
の緊急外来を利用してもらう必要があります。

事業期間

～令和 2 年 3 月 3 1 日まで (予定)

患者の登録方法について (別紙 3 : 利用の流れをご参照ください。)

- ① かかりつけ医が、患者又はその家族と相談し、受入医療機関リスト (様式 1-2) から第一、第二希望とする入院先の医療機関を選択し、患者登録申請書兼承諾書 (様式 1-3) に必要事項と患者情報を記入し、岐阜県医師会へ郵送してください。

受入医療機関の選択について

- ・現在、患者登録の希望先が公立の急性期病院に偏っている状況です。地域包括ケアシステム体制構築のためにも、登録先選択の際には、地域の中小病院や有床診療所 (200 床未満の医療機関) を第一希望として選択いただくようお願いします。
- ・第一希望のみの記入でも受付しております。

- ② 岐阜県医師会から第一、第二希望の受入医療機関へ患者登録申請書兼承諾書 (様式 1-3) を郵送し、患者情報の登録と受入について承諾を得ます。
- ③ 岐阜県医師会から、かかりつけ医と受入医療機関へ「登録完了通知書」 (様式 1-4) を郵送します。かかりつけ医には、登録完了通知書を 2 部発行しますので、内容の確認を兼ねて、患者本人またはその家族にお渡しください。
- ④ 登録後、かかりつけ医が患者の入院が必要と判断した際に、受入医療機関へ直接連絡し、受入担当者と入院調整を行ってください。

- ⑤ かかりつけ医は、患者が入院した場合、岐阜県医師会に入院報告書（様式 1-5）を提出してください。
- ⑥ 登録後、患者が死亡した場合、または施設入所等の事情で、かかりつけ医ではなくなった場合、患者登録削除申請書（様式 2-1）を岐阜県医師会にご提出ください。
- ⑦ この事業では、手数料として以下のとおり、所定の金額が岐阜県医師会から支払われま
す。

○患者登録が完了した場合

- ・かかりつけ医 手数料 ￥1,250
- ・受入医療機関 手数料 ￥1,250

○患者入院を報告した場合（様式 1-5）

- ・かかりつけ医 手数料 ￥1,250
- ・受入医療機関 入院手数料 ￥10,000

（但し、後方支援病院には入院手数料は支払われません。）

○患者が入所（居）等の事情で、かかりつけ医が変更された時、または死亡したことを報告した場合（様式 2-1）

- ・かかりつけ医 手数料 ￥1,250

※登録後に、かかりつけ医の変更があった場合は、再度、患者登録申請書兼承諾書（様式 1-3）の提出をお願いします。

※登録患者が複数回入院した場合は、3ヶ月に1回の入院までをこの事業の対象とし手数料が支払われます。

※在宅医療を担当する医療機関と、その入院先の医療機関が同一（同一法人等、特別な関係を含む）である場合は、この事業の対象とはなりません。

※登録後、受入医療機関が希望する場合、かかりつけ医から受入医療機関へ患者基本情報提供書を送付していただく場合があります。

受入医療機関の募集について

受入医療機関は随時、登録の募集をしております。登録を承諾していただける場合は、受入医療機関 登録承諾書（様式 1-1）に必要事項を記入し、岐阜県医師会 在宅療養あんしん病床登録事業係までお送りください。

登録が完了後、受入医療機関リスト（様式 1-2）に追加され、かかりつけ医、患者へ、配布されます。

対象となる医療機関

- ・岐阜県内の病院
- ・内科、外科、整形外科、小児科の有床診療所
（産婦人科、眼科、耳鼻科、精神科を除く。）